

湘南こいじシニアハイツ

特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人寿考会が運営する湘南こいじシニアハイツ(以下「施設」という。)において、実施する特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護(以下、「特定施設入居者生活介護」という。)の事業の運営および利用について必要な事項を定め、特定施設入居者生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

この事業者が行う特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。

2 サービスの提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い職員に対し、研修を実施する。

5 施設は、自らその提供する特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称および所在地)

第3条 この事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1)事業所名 湘南こいじシニアハイツ

(2)所在地 神奈川県中郡二宮町山西276-1

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 この施設に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の職員の管理および特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)生活相談員 1名

生活相談員は、利用者またはその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。また、管理者不在の際には準ずる代行業務を行う。

(3)看護職員 2.3名(常勤換算による)

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持及び薬剤管理に努める。

(4)介護職員 9名(常勤換算による)

介護職員は、指定特定施設入居者生活介護のサービス提供にあたる。

(5)機能訓練指導員 2名(常勤兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための訓練を行う。

(6)計画作成担当者 1名(常勤兼務)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

2 前項に定める人員は、特定施設入居者生活介護のサービスを利用される人数が45人の想定とする。

(入居定員および居室数)

第5条 施設の入居定員は52名、居室数は50室とする。

(特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 介護の内容は次のとおりとする。

- (1)特定施設入居者生活介護サービス計画の作成
- (2)入浴、排せつ、食事等の介護
- (3)その他の日常生活上の支援・世話
- (4)機能訓練
- (5)健康管理
- (6)相談および援助
- (7)利用者の家族および地域との連携

(利用料その他の費用の額)

第7条 特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 介護保険サービス(特定施設サービス計画内に定めるサービス)内の定めを超えたサービス
- (2) 日常生活上必要となる介護用消耗品費用の実費
- (3) 契約者に対する介護保険対象外のサービス

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、(介護予防)特定施設入居者生活介護利用契約書および重要事項説明書にてそのサービスの内容および費用を文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 利用料の詳細は、介護保険サービス以外の利用料とともに「湘南こいじシニアハイツ利用料基準」に定める。

(利用者が介護居室を移る場合の条件および手続き)

第8条 施設の全室は介護居室としての機能を有するが、サービスの提供にとって必要なときや利用者の希望があるときには、「特定施設サービス計画」に基づき介護居室を変更することがある。このときには、必ず利用者や家族の同意を得る。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 湘南こいじシニアハイツ軽費老人ホーム運営規程第5章施設の利用にあたっての留意事項(入所・利用資格)第18条から(外出及び外泊)第34条及び(外来者・来訪者)第36条から(新聞郵便等の扱い)第39条を準用する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 湘南こいじシニアハイツ軽費老人ホーム運営規程第4章提供するサービスと利用料(緊急時の対応)第17条及び(緊急時の対応要請)第35条を準用する。

(非常災害対策)

第11条 湘南こいじシニアハイツ軽費老人ホーム運営規程第6章非常災害対策(非常災害対策)第40条を準用する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 湘南こいじシニアハイツ軽費老人ホーム運営規程第4章提供するサービスと利用料(サービス提供の方針)第8条第4項及び第5項の虐待防止関連条項を準用する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 湘南こいじシニアハイツ軽費老人ホーム運営規程第7章その他施設の運営に関する重要事項(衛生管理等)第48条、(協力医療機関)第49条、(苦情処理)第51条、(個人情報の保護)第45条、第4章提供するサービスと利用料(サービス提供の方針)第8条第3項の身体拘束等適正化の条項を準用する。

2 職員研修は、湘南こいじシニアハイツ軽費老人ホーム運営規程の以下の条項を準用する。

- (1) 第8条第3項(4)身体拘束適正化研修
- (2) 第8条第4項(3)虐待防止研修
- (3) 第8条第6項認知症介護基礎研修
- (4) 第48条第2項(3)感染症・食中毒予防研修
- (5) 第50条第1項(3)事故防止研修

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年10月1日、改正。

令和4年4月1日、改正。